

第 1 7 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」の部分を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成25年12月17日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2013年度～南区内の公立小学・中学・高校の生徒指導にかかることの報告・記録（生徒間の問題について）（生徒と教師の問題について）（他校生徒との問題について）

- 2 平成26年 1月 6日、実施機関は、本件公開請求に対して「特別に指導を要する児童生徒について（報告）」（以下「本件報告書①」という。）及び「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」（以下「本件報告書②」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件報告書①及び本件報告書②には、児童の状況など個人のプライバシーに関することが記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの、または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものがあるため、該当する部分（以下「本件非公開情報」という。）については、非公開とする。

- 3 同月 9日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件報告書①について、警察署名については報道されている。また、事件の場所は住民等から目撃される公の場所であり、教諭は住民からも目撃される公の場所での職務行為中であることから、公開されることは当然である。

(2) 平成25年11月 2日、校長が実施機関へ事件の概要を報告しており、同日、警察に対しても事件の概要を説明している。また、同年11月 5日、校長と教諭が警察署に被害届を提出しており、これらの報告や届けの関係文書、記録やメモ等が当然あるといえる。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 事件の場所、警察署名、教諭名等を公開することは、学校の特定につながり、事件を起こした生徒の特定につながる情報といえる。

2 平成25年11月 2日における校長から実施機関、警察への説明、同年11月 5日における校長・教諭から警察への被害届提出にかかる関係文書・記録・メモについては、校長から実施機関・警察への説明は口頭で行われており、審査請求人が求めている関係文書・記録・メモについては取得及び作成しておらず存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件非公開情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か及び本件報告書①及び本件報告書②（以下「本件公開文書」という。）以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が

全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件報告書①について

本件報告書①は、発信年月日、報告者である学校長名等が記載された表題部、「問題行動種別記号」欄、「日時・場所」欄、「関係児童生徒」欄、「問題行動の概要」欄、「現在までの対応」欄、「家族構成」欄、「出欠状況」欄、「これまでの問題行動及び指導経過」欄、「今後の指導方針」欄から成り立っており、中学校長から実施機関への平成25年12月 6日付け報告書として、南区において同年11月 1日に発生した、中学校の男子生徒による教諭への暴行事件（以下「本件事件」という。）について、関係生徒に関する報告、問題行動の概要、現在までの対応等が記載されている。

4 本件報告書②について

本件報告書②は、発信年月日、報告者である学校長名等が記載された表題部、「調査年月日」欄、「調査のきっかけ」欄、「調査して判明した事実」欄から成り立っており、中学校長から実施機関への平成25年 5月 9日付け報告書として、同年 5月 1日に発生した、体罰ではないかとして問題とされ調査した事件について、関係生徒に関する情報、調査して判明した事実等が記載されている。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性

本件非公開情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件非公開情報について

ア 本件対象文書に記載されている情報は、いずれも関係生徒及び関係教諭に関する学校内での問題についてのものであり、学校という集団の性質を考慮すると、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限に保護するため、個人を識別しうる蓋然性を慎重に判断すべきである。

イ 本件報告書①について

(ア) 本件報告書①のうち「日時・場所」欄には、対教師暴力が発生した場所が記載されているが、事件が発生した詳細な場所については、学校名が容易に推測できるなど、特定の児童生徒個人が識別されるおそれがあるが、事件が発生した場所が公園であるということについては、特定の個人を識別し得る情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）とはいえず、また本件対象文書のうち他の記載部分より明らかである。

(イ) また、本件報告書①には、校長が事件について連絡し、校長及び教諭が被害届の提出のために赴いた警察署名が記載されているが、警察署名については、区が特定されるのみであり、特定の児童生徒を識別し得る情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）とは認められない。

(ウ) その他の非公開部分については、生徒及び教諭の氏名、学校名、組及び負傷部位等が記載されており、これらは関係生徒を識別し得る情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

ウ 本件報告書②について

(ア) 本件報告書②には、校長が体罰ではないかとして問題とされ調査した事件に関係した警察署名が記載されているが、警察署名については、区が特定されるのみであり、公開することにより特定の児童生徒個人が識別され得る情報とは認められない。

(イ) その他の非公開部分については、生徒及び教諭の氏名、学校名、組及び負傷部位等が記載されており、これらは関係生徒を識別し得る情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

エ 次に、本件非公開情報（本件報告書①における「公園」という文言及び警察署名並びに本件報告書②における警察署名を除く。）が、通常他人に知られたくないと認められるか否かを判断する。

生徒の出欠状況や家族構成、これまでの問題行動、逮捕に至った対教

師暴力に関する情報、他生徒とのトラブルにおける教諭の指導の際に、体罰ではないかとして問題とされた行為を受けたこと等は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかである。

- (3) したがって、本件非公開情報のうち、本件報告書①における「公園」という文言及び警察署名並びに本件報告書②における警察署名を除く情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

6 本件公開請求の対象となる行政文書について

- (1) 審査請求人は、本件事件について、当該中学校の校長から実施機関への報告や警察署への被害届に関する記録、メモ等が存在するはずであり、それらの公開を求める旨主張するので、この点について、本件対象文書以外に対象となる行政文書が存在するか否かを判断する。

ア 当審査会の調査によると、「特別に指導を要する児童生徒について（報告）」については、実施機関において様式を定め、例年 4 月に各学校の校長に対して、記入上の留意点を示し、該当時に提出するよう指示している。

イ 記入上の留意点において、提出時期についての具体的な指示の記載は無く、また、当該様式による報告の手順等を定めた要領等は存在しない。

ウ そして、本件事件は、事件発生の翌日に当該中学校の校長から実施機関に電話により報告がされ、その後も事件の状況の把握については随時電話連絡により口頭で行われている。そして本件公開請求日後に作成された平成25年12月 6日付け報告書により初めて文書によって当該中学校から実施機関へ報告がされている。

エ また、本件事件発生後、実施機関の職員がメモを作成していたと考えられるが、組織として共用された実態は認められないため、仮にメモが存在していたとしても個人の覚えとして作成されたものであり、行政文書とは認められない。

- (2) したがって、本件公開請求の時点においては、本件対象文書以外に対象となる行政文書は存在しないと認められる。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 1月28日	諮問書の受理
2月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月13日	実施機関の弁明意見書を受理
3月18日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
4月23日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成27年 4月17日 (第173回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月17日 (第176回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
11月13日 (第180回審査会)	調査審議
12月18日 (第181回審査会)	調査審議
平成28年2月12日 (第183回審査会)	調査審議
3月30日	答申

別表

	公開すべき情報
本件報告書①	「日時・場所」欄中「公園」と記載された部分
	警察署名
本件報告書②	警察署名